

2014年5月16日

農林水産大臣 林芳正 様

いのちとくらしを守る熊本ネットワーク

代表 榎本 光男

上田たか子

久保田俊平

諫早干拓排水門の早期開門、有明海の再生を求める要望

《要請趣旨》

4月11日、佐賀地裁は、諫早干拓排水門の開門調査を命じた福岡高の判決(確定)履行のために、国に対して、勝訴した漁業者に、1日49万円(1人につき1万円)の制裁金の支払いを命じる間接強制を決定しました。決定は、国が確定判決を履行しないという憲政史上初の事態を、裁判所が厳しく断罪したものです。

2010年12月に確定した福岡高裁判決は、諫早干拓排水門の開門と開門調査を求めたにもかかわらず、政府・農水省は、確定判決が定めた2013年12月20日までに履行しなかったことが改めて厳しく問われています。

宝の海、有明海再生のために、次のことを要請します。

《要請項目》

1. 諫早干拓排水門の開門調査に際しては、農・漁・防災共存という立場に立つこと
2. 福岡高裁が認定している諫早干拓事業と漁業被害の因果関係を認め、防災、農業用水確保に配慮しつつ、開門と調査を実施すること
3. 干拓事業とは別に、独自の防災、利水計画を策定し、具体化すること

以上